委託業務共同企業体協定書（見本）

　（目的）

第 １ 条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

　⑴　○○○発注に係る○○○○○業務（以下、単に「委託業務」という。）の請負

　⑵　前号に附帯する業務

　（名称）

第 ２ 条　当共同企業体は、○○・○○委託業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第 ３ 条　当企業体は、事務所を○○○市○○○町○○番○○号に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第 ４ 条　当企業体は、令和○年○月○日に成立し、委託業務の委託契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　委託業務を受託できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

３　第１項の存続期間は、構成員の総意により、これを延長することができる。

　（構成員の住所及び名称）

第 ５ 条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　　　○○○市○○○町○○番○○号

　　　　　　　　　　○○○○株式会社

　　　　　　　○○○市○○○町○○番○○号

○○○○株式会社

　（代表者の氏名）

第 ６ 条　当企業体は、○○○○株式会社を代表者とする。

　（代表者の権限）

第 ７ 条　当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金（部分払金を含む。）の請求、受領の権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資の割合）

第 ８ 条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　○○○○株式会社　　　○○％

　　　　　　　○○○○株式会社　　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第 ９ 条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完了に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、委託業務の委託契約の履行及びその他の委託業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○○銀行○○○支店とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第１２条　当企業体は、業務完了の都度、当該委託業務について決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果、利益を生じた場合、各構成員は第８条に規定する出資の割合により利益金の配当を受けるものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果、欠損金を生じた場合、各構成員は第８条に規定する出資の割合により欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは、脱退することはできない。

２　前項の規定により委託業務の途中において構成員が脱退した場合は、残存する構成員が委託業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、脱退した構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存する構成員が有している出資の割合に応じて加えるものとする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

　（構成員の除名）

第１７条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託業務の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

２　前項の場合において、除名された構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合は、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとのする。

　（委託業務の途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１８条　構成員のうち、いずれかが委託業務の途中において破産又は解散した場合は、第１６条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

　（代表者の変更）

第１９条　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合は、当該代表者に代えて、他の構成員及び発注者の承認により残存する構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

　（解散後のかし担保責任）

第２０条　当企業体が解散した後においても、委託業務についてかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責めに任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第２１条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○○○株式会社及び○○○○株式会社は、上記のとおり、○○・○○委託業務共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書を○通作成し、各通に構成員が記名押印の上、１通は発注者に提出し、各自１通所持するものとする。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　　　　印